

平成 27 年 5 月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成 27 年 5 月 15 日（金曜日）午後 3 時 00 分から午後 4 時 55 分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第 34 号） 平成 28 年度相模原市立小・中学校使用教科図書の採択
基本方針について（学校教育部）

日程第 2（議案第 35 号） 平成 27 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補
正について（教育環境部）

日程第 3（議案第 36 号） 相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例につい
て（教育総務室）

日程第 4（議案第 37 号） 相模原市教育委員会教育長に対する専務委任等に関する
規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 5（議案第 38 号） 相模原市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正す
る規則について（生涯学習部）

日程第 6（議案第 39 号） 工事計画の策定について（教育環境部）

日程第 7（議案第 40 号） 相模原市就学指導委員会委員の人事について（学校教育
部）

日程第 8（議案第 41 号） 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について（生涯
学習部）

日程第 9（議案第 42 号） 相模原市立公民館長の人事について（生涯学習部）

日程第 10（議案第 43 号） 教育長による臨時代理処理について（生涯学習部）

4. 閉 会

出席委員（5 名）

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実
 委 員 田 中 美奈子
 委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長	笹 野 章 央	教 育 環 境 部 長	新 津 昭 博
学 校 教 育 部 長	土 肥 正 高	学 校 教 育 部 参 事	長 嶋 正 樹
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	鈴 木 英 之	教 育 総 務 室 担 当 課 長	杉 山 吏 一
学 務 課 担 当 課 長	杉 崎 隆 文	学 校 保 健 課 担 当 課 長	窪 田 俊 郎
学 校 保 健 課 担 当 課 長	岸 田 幹 生	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	山 口 和 夫
学 校 施 設 課 担 当 課 長	小 杉 雅 彦	学 校 教 育 課 長	江 戸 谷 智 章
学 校 教 育 課 担 当 課 長	林 由美子	学 校 教 育 課 担 当 課 長	松 田 知 子
学 校 教 育 課 担 当 課 長	小 泉 勇	生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	藤 田 知 正
生 涯 学 習 課 担 当 課 長	島 田 欣 一	ス ポ ー ツ 課 長	菊 地 原 央
ス ポ ー ツ 課 担 当 課 長	高 林 正 樹	総 務 部 参 事 兼 情 報 公 開 課 長	神 澤 一 義
情 報 公 開 課 担 当 課 長	新 井 武 雄		

事務局職員出席者

教 育 総 務 室 主 査	萩 生 田 成 光	教 育 総 務 室 主 任	齋 藤 竜 太
---------------	-----------	---------------	---------

開 会

永井委員長 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と私、永井を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

平成 28 年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 34 号、平成 28 年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第 34 号、平成 28 年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針について、ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条に基づき採択を行うため、神奈川県教育委員会が定める平成 28 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を受け、平成 28 年度に相模原市立小・中学校で使用する教科書の採択に向けて、本市教育委員会の採択基本方針について、提案するものでございます。

それでは、江戸谷学校教育課長から具体的なことを説明させていただきます。

江戸谷学校教育課長 本議案第 34 号をご覧いただきたいと存じます。

1、教科用図書の採択についてでございます。平成 27 年度は、ア、小学校において平成 28 年度に使用する教科用図書。イ、中学校において平成 28 年度に使用する教科用図書。ウ、平成 28 年度に使用する特別支援教育関係教科用図書。以上の教科用図書を採択

いたします。

2、採択の基本原則について、6項目ございます。

(1)としまして、相模原市教育委員会が設置する「相模原市教科用図書採択検討委員会」の調査研究の結果を参考に、公正・適正を期し、採択するをいたしました。この相模原市教科用図書採択検討委員会は、本市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を教育委員会へ報告するために設置するものでございます。市立学校の校長の代表、教員の代表、教育研究会の代表、保護者の代表、教育委員会事務局の職員によって構成され、今年度は12名に委員を委嘱する予定でございます。

(2)として、文部科学省の「教科書編集趣意書」、神奈川県教育委員会が行う教科用図書の調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択するをいたしました。この文部科学省の教科書編集趣意書につきましては、教科用図書の研究、調査の参考資料とするため、発行者が教科書編集の基本方針や特色、構成などについて記載したものを文部科学省が取りまとめ、提供しているものでございます。

(3)としまして、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択するをいたしました。

(4)としまして、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で基本方針、採択に至る経緯、採択理由など、教科書採択に係る情報について、積極的な公開に努めるといたしました。

(5)として、教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、外部からの不当な働きかけ等により、採択がゆがめられないよう、静ひつな採択環境を確保するをいたしました。

(6)としまして、小学校において平成28年度に使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り採択するをいたしました。この法律及び政令によって、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされており、小学校においては平成28年度に使用する教科用図書は、原則として平成26年度に採択されたものを継続して採択することとなります。

続いて、3、教科用図書調査研究の観点についてでございますが、平成28年度使用中学校教科用図書調査研究の観点を、別紙1のとおり、また平成28年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点を、別紙2のとおり定めるといたしました。

別紙1、平成28年度使用中学校教科用図書調査研究の観点をご覧いただきたいと存じ

ます。昨年度までは神奈川県教育委員会が定める教科用図書調査研究の観点とほぼ同様の観点を設定しておりましたが、今年度は調査研究が一層深まり、本市の子どもの特性を踏まえた、より望ましい教科用図書を採択できるよう、観点を新しく設定をいたしました。

それでは、1ページをご覧いただきたいと存じます。教科・種目に共通な観点といたしまして、1点目に教育基本法、学校教育法との関連を。2点目には、学習指導要領との関連を。3点目には、本市の教育ビジョンである相模原市教育振興計画などの各教育プランとの関連を掲げました。

内容の3点目では思考力、判断力、表現力等をはぐくむ内容は充実しているか、という項目を本市独自の観点として盛り込んでおります。また構成、分量、装丁、表記・表現につきましては、神奈川県教育委員会が定めたものに一部修正を加え、作成をしております。教科・種目別の観点につきましては、1ページの国語から7ページの外国語（英語）まで、本市独自の具体的な観点を決めました。

続いて、別紙2をご覧いただきたいと存じます。平成28年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点についてでございますが、中学校教科用図書調査研究の観点と同様の構成といたしました。

なお、本議案に関係する法規につきましては、参考資料1を、採択が行われます7月の教育委員会定例会までの大まかな流れにつきましては、参考資料2をご覧いただきたいと存じます。

以上、採択基本方針に基づき、公正なる教科用図書の採択ができますように、よろしくご決定くださるようお願い申し上げます。以上でございます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

田中委員 参考資料2で、教科用図書採択の流れということで、大変詳しくわかるようになっていたのですが、相模原市教科用図書採択検討委員会が立ち上がった後の、大体的な時間的な日程というものがわかれば教えていただきたいのです。

江戸谷学校教育課長 採択検討委員会の日程でございますが、本教育委員会での方針が決定されましたら、可能であれば5月、そして第2回を7月あたりに持ちたいと考えております。

福田委員 今回、観点を充実させるというご説明がありましたが、各教科に共通するところを、1つずつ見ていくのも時間的に難しいようであれば、各教育プランに則った形で設

定した観点で、何か共通する基本的な方針等がありましたら、ご説明をお願いいたします。
江戸谷学校教育課長 先ほどの説明の中にもございましたが、生きる力、とりわけ確かな学力を育成する上で、思考力、判断力、表現力の資質、能力を育むことが今後重要であると考えております。本市の実態を踏まえますと、受け身ではなくて、主体的に子どもたちが学ぶ力を育てていくことが重要という観点で、特に思考力、判断力、表現力につきましては、各教科において、このように入れさせていただいておるところでございます。

福田委員 思考力、判断力、表現力、確かな学力というところは、学力の調査の結果等も見ましても、そこは大事なところだと思いますが、その辺について、こういう方向でということ、何かあればご説明をお願いいたします。

江戸谷学校教育課長 非常に大きなご回答になってしまうかと思いますが、今後の学力ということでは、子どもたちが何かを知っているかということにとどまらず、何ができるかということにぜひ大事にしていきたいというふうに考えております。そういった意味でも、学力というのは単なる基礎的な知識、技能の習得にとどまらず、子どもたちが自ら考えて何か情報を発信できる、そういった子どもたちでありたいというふうに考えておりますので、それに適する教科書を採択をしまいたいと考えております。

永井委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、他に質疑、ご意見はございませんので、これより採決を行います。

議案第34号、平成28年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

永井委員長 それでは、次に日程2、議案第35号、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第35号につきまして、ご説明を申し上げます。本議案は、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、こ

れに同意いたしたく提案するものでございます。

平成27年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書の3ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、6月補正予算の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額2,555億円に、歳入歳出それぞれ4億300万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,559億300万円とするものでございます。

11ページをご覧くださいと存じます。「款50 教育費」につきましては、5,159万円の増額で、補正予算全体に占める割合は12.8%でございます。補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は8.5%で、構成比に変化はございません。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、4月の市長選挙及び市議会議員選挙の実施に伴いまして、骨格予算として編成いたしました当初予算に肉付け予算として実施する事業に関するものとなっております。

19ページをご覧くださいと存じます。「款50 教育費」、「項10 小学校費」、「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の小学校工事設計等委託につきましては、県道52号の拡幅に伴い実施いたします麻溝小学校の校舎等の改築工事の実施設計にかかる経費の5,159万円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきたいと存じます。第2表、地方債補正でございますが、下段の教育債、小学校整備費につきましては、麻溝小学校改築工事の実施設計の財源といたしまして、増額を見込むものでございます。

以上で、議案第35号、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 補正ということで、ここで審議をするわけですが、この補正の金額の根拠について、確認させていただければと思いますが。

山口学校施設課長 今回の補正予算の額でございますが、麻溝小学校の改築工事の実施設計を行うための必要経費ということで、5,200万円ほど計上させていただきました。

福田委員 わかりました。

永井委員長 ほかに質疑、ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

議案第35号、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程3、議案第36号、相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第36号、相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成25年度に施行されたことに伴い、本市が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保することなどを目的に必要な改正を行うことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

はじめに、番号法の概要についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の参考資料1ページ上段をご覧ください。番号法は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、平成25年5月に制定された法律でございまして、これによりまして、国民一人ひとりに12桁の個人番号を付番し、社会保障、税及び災害対策分野の行政手続におきまして、国や地方公共団体などが保有する個人の情報の照会及び提供ができるようになるものでございます。

個人番号は、個人情報を複数の機関の間で結びつけるものでありまして、利便性及び効率性が向上する一方で、個人番号が悪用され、または漏えいした場合は、個人情報の不正な追跡及び突合が行われるおそれがございます。そのため、番号法では個人情報の保護に関する法律等に規定されている措置の特例といたしまして、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置が定められて

おります。このような番号法の趣旨を踏まえ、教育委員会においても取り扱う可能性のある特定個人情報を適正に管理する仕組みを整備するため、条例の改正が行われるものでございます。

なお、個人番号に関する制度であるマイナンバー制度のスケジュールにつきましては、本年10月に市民の皆様へ個人番号がお知らせされ、平成28年1月から希望される方に対して、顔写真と個人番号が掲載されました個人番号カードが交付され、マイナンバーの利用が始まります。また、番号法に規定されている事務とは別に、独自にマイナンバーを利用する事務等を規定する条例が今後、市議会に提案される予定でございます。さらに、平成29年からは国との間で情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を開始する予定となっております。

次に、今回の条例改正の主な内容について、ご説明させていただきます。1ページの下段をご覧ください。改正の主な内容といたしましては、次の8項目になります。

(1)の個人情報の定義に係る規定の改正につきましては、番号法における個人情報の定義には、事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれておりますが、条例の定義にはこれが含まれておりません。そこで、番号法が定める個人情報の範囲と、条例が定める個人情報の範囲の整合を図るため、個人情報の定義に事業を営む個人の当該事業に関する情報を含めるものでございます。

次に、(2)の保有特定個人情報の利用の制限に係る規定の追加につきましては、保有特定個人情報の取り扱い目的以外の利用を番号法と同様に原則禁止とし、人の生命、身体または財産の安全を守るために必要である場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難なときは、情報提供等記録を除く保有特定個人情報の利用により第三者の権利利益を侵害する恐れがあると認められるときを除き、これをできることとするものでございます。

2ページをご覧ください。(3)のオンライン結合による保有特定個人情報の提供に係る規定の改正につきましては、オンライン結合による保有個人情報の提供は、原則行っはならないこととしておりますが、情報提供ネットワークシステム等を使用した保有特定個人情報の提供につきましては、これを行うことができることとするものでございます。

次に、(4)の保有特定個人情報の開示請求等を行うことができる、代理人の範囲に係る規定の改正につきましては、保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求について、本人のほか未成年者、または成年被後見人の法定代理人がすることができますが、保有特

定個人情報については、本人がより容易にすることができるよう、本人の委任による代理人につきましても、することができるものがございます。

次に、（５）の情報提供等記録の開示等の事案の移送に係る規定の改正につきましては、保有個人情報の開示、または訂正の請求があった場合、その請求に係る保有個人情報が、他の実施機関から提供されたものであるとき等は、当該提供元の実施機関に対し、事案を移送することができることとしておりますが、情報提供等記録については移送をせず、当該請求を受けた実施機関において決定をするものがございます。

恐れ入ります、３ページをご覧ください。（６）の情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先に係る規定の改正につきましては、保有個人情報の訂正を実施した場合において必要があると認める場合は、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知することとしておりますが、情報提供等記録の訂正を行った場合は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の授受を行った者、並びに当該システムの設置及び管理を行う総務大臣に対して通知することとするものがございます。

次に、（７）の保有個人情報の利用停止の請求をすることができる事由に係る規定の追加につきましては、番号法や条例の規定によらず、保有特定個人情報の利用、収集、もしくは保管、特定個人情報のファイルへの記録、または提供がされていると思料するときは、利用停止の請求をすることができるものとしませんが、情報提供等記録については、利用停止の請求の対象外とするものがございます。

次に、（８）の他の法令等の調整に係る規定の改正につきましては、保有個人情報の開示に係る規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧、または縦覧手続が定められている場合などは適用しないこととしておりますが、保有特定個人情報の開示につきましては、そのような場合においても条例の規定を適用するものがございます。なお、本条例の施行日につきましては、本年１０月５日としておりますが、保有特定個人情報の利用の制限に係る規定の追加につきましては、個人番号の利用の開始に合わせて、平成２８年１月１日としております。

なお、情報提供等の記録に係る規定につきましては、番号法の公布の日である平成２５年５月３１日から起算して、４年を超えない範囲において政令で定める日としております。その他に、条例改正に伴う準備行為に係る規定につきましては、公布の日からとするものがございます。

以上で、議案第３６号、相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての説

明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。
永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

今の参考資料の2ページの(3)、オンライン結合による云々というところで、言葉としては理解できるのですが、具体的にこういうことだという、何か例みたいなのは出せませんか。情報提供ネットワークシステム等を使用した保有特定個人情報の提供については行うことができるというのと、この辺がちょっとよく理解できないのです。

神澤情報公開課長 ただいまご質問をいただきました(3)のオンライン結合による保有特定個人情報の提供、こちらの部分についてご説明をさせていただきます。現在も個人情報保護条例におきまして、オンライン結合についての規定はございます。それにつきましては、私ども相模原市が持っているコンピュータシステム、そして外部の、例えばよその自治体が持っているコンピュータシステム、それをつないで情報のやりとりをすることは原則禁止という形のものでございます。今回の番号法では、総務省が管理、運営する情報提供ネットワークシステムを使って情報のやりとりをするというものでございます。そのため、条例でオンライン結合を原則禁止としておりますが、情報提供ネットワークシステムを前提とした番号法では、ネットワークを前提としておりますので、そぐわないということがございます。現在の条例でオンライン結合をする場合には審議会でご審議をいただき、答申をいただいて対応をするわけですけれども、その個別の対応ではなく、制度として番号法による場合についてはオンライン結合はいいですよという形とさせていただきたいということで、国の法律に合わせようというものでございます。

永井委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第36号、相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につ

いて

永井委員長 次に、日程４、議案第３７号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第３７号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、教育長に委任しない事務のうち、スポーツ推進委員の委嘱及び解嘱を行うことを除く改正をいたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の関係資料、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表２ページから３ページをご覧ください。本規則第２条では、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任しない事務について、第１号から第１９号まで定めており、第１２号にある公民館長及びスポーツ推進委員の委嘱及び解嘱を行うことのうち、スポーツ推進委員の委嘱及び解嘱を行うことを除く改正を行うものでございます。

今回の改正でございますが、第２条に規定している事務のうち、第１１号の附属機関の委員、第１２号のうち公民館長、これらの人事案件につきましては、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申したりすることや、施設の使用に当たり承認行為を行うなど、その職務の遂行に当たり、権限を有する職であるなどの理由から、引き続き、教育長に委任しないものとし、第１２号のうち、スポーツ推進委員につきましては、市民やスポーツ団体の求めに応じて、スポーツの実技指導を行うことや行事、または事業に協力することが主なものでありますことなど、職務の遂行に当たり、特定の権限を有しているものではないなどの理由から、他の非常勤特別職と同様に教育長に委任する事務とするものでございます。また、スポーツ推進委員の委嘱及び解嘱につきましては、これまでも教育委員の方から教育長に委任することについてのご意見をいただきましたことも考慮し、今回改正を行うことといたしました。

以上で、議案第３７号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 確認です。次に掲げるものを除き、教育長に委任するということから除かれるということは、スポーツ推進委員の委嘱及び解嘱に対しては教育長の方で判断し、結果を出していただけるということによろしいでしょうか。

鈴木教育総務室長 確かにわかりにくいのですが、そのとおりでございます。

永井委員長 ほかに異議、質疑、ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第37号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

相模原市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則について

永井委員長 次に、日程5、議案第38号、相模原市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笹野教育局長 議案第38号、相模原市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、委嘱しておりますスポーツ推進委員の数が定数に満たない場合におきまして、新たに委嘱する委員の任期に係る規定の追加、その他所要の改正をいたしたく提案をするものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、議案第38号関係資料をご覧いただきたいと存じます。今回の改正案につきまして、ご説明を申し上げます。その資料、下段の任期を定めております第4条を、右側の改正案のとおり改正いたすものでございまして、第4条の第2項に、現に委嘱されている委員の数が定数に満たない場合におきまして、新たに委嘱しようとする委員の任期を現に委嘱されている委員の任期満了の日までとする定めを追加いたすほか、第2項の追加に伴います所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、願いい

たします。

大山委員 さきほどの議案第37号とも共通することなのですが、スポーツ推進委員に関する国の法律に基づいて、各地方自治体で決めていると理解してよろしいのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 そのとおりでございまして、スポーツ基本法を受けまして自治体の条例、あるいは規則で決めるというものでございます。

永井委員長 他に意見、あるいは質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

議案第38号、相模原市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

工事計画の策定について

永井委員長 次に、日程6、議案第39号、工事計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第39号、工事計画の策定について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、1事業1億円以上の学校施設の整備に関し、工事計画を策定いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、第2条第1項第10号の規定によりまして、提案をさせていただくものでございます。

今回、計画をいたします工事は、小山中学校、相模丘中学校、北相中学校、藤野中学校の屋内運動場改修工事の4件でございます。

予算額でございますが、小山中学校につきましては1億480万円、相模丘中学校につきましては1億7,340万円、北相中学校につきましては1億580万円、藤野中学校につきましては1億5,220万円で、工事の概要は表のとおりでございます。

工事期間につきましては、学校行事等を勘案しながら、本年7月以降に順次着工いたしまして、平成28年2月までに完成を予定しているものでございます。

それでは、工事計画図に基づいてご説明を申し上げます。2ページをご覧いただきたいと存じます。小山中学校につきましては、網掛けをいたしました屋内運動場が当該工事の対象箇所でございます。工事の内容は屋根の改修、外壁塗装、内部の改修、給排水衛生

設備及び電気設備の改修工事でございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと存じます。相模丘中学校につきましては、同じく網掛けをした屋内運動場が当該工事の対象箇所でございます。工事の内容は小山中学校と同様でございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと存じます。北相中学校でございますが、網掛けをした屋内運動場が工事の対象箇所でございます。工事の内容は小山中学校と同様でございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと存じます。藤野中学校でございますが、網掛けをした屋内運動場が工事の対象箇所でございます。工事の内容は、こちらも小山中学校と同様でございます。

6ページの参考資料をご覧いただきたいと存じます。予算額が1億円未満の工事につきましては、教育長に事務が委任されているため、議案にはなっておりませんが、平成27年度は小学校、中学校合わせまして、九沢小学校ほか8校の屋内運動場の改修、旭小学校ほか10校のトイレ整備及び相陽中学校ほか10校の空調設備整備を予定してございます。

なお、各事業の進捗率は表のとおりとなっております。

以上で、議案第39号、工事計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 屋内の運動場の改修事業については、27年度末で100%ということになっていますので、最後の年度になるかと思うのですが、改修部分の広さとかによって金額が大分違っているかと思うのですが、特に小山中学校と相模丘中学校では大分開きがあるように思いますので、金額の多寡についてご説明いただくと、納得できるのですが。

山口学校施設課長 小山中学校と相模丘中学校の金額の差でございます。これは端的に言いまして、建物の大きさ、面積の差ということで、参考までに、小山中につきましては建物916㎡、相模丘中学校につきましては、1,311㎡ということで、400㎡ほど多くなっているということで金額の差が生じていると。

福田委員 いずれの場合も、そういう面積に比した形の予算額なのですね。

山口学校施設課長 基本的には面積によって額が変化してくるという状況でございます。

大山委員 以前、国の予算がまだ通っていないから計画が示せないという発言があったと

思うのですが、それに基づいた国の予算が通って、こういう事業が明らかになったということ
ことで理解してよろしいのでしょうか。

新津教育環境部長 今年度、学校改修工事については、国の補助金の対象外ということに
なりました。しかしながら、この改修計画については年次計画で進めてきておりますので、
市債、借金をしながら、責任を持ってやっていきたいと考えています。

永井委員長 他にご質問等ありませんか。

田中委員 屋根の改修工事というところがあります。多分、現在の段階でそれぞれ仕様が
異なっているのかなと思うのですが、屋根が落ちるといった事件が幾つかあった中で、仕様
的なものは全部一緒にしていくのか、それともそれぞれにあった安全なものを採用してい
くのかというところはどのようなのでしょうか。

山口学校施設課長 屋根の仕様でございますけれども、基本的に老朽化した屋根は、まず
撤去をしてしまうと撤去でお金がかかってしまうので、その上に新しい屋根をかぶせると
いうカバー工法を採用しております。大体、金属でできた屋根というのは、そういうもの
をかぶせる方法でやっています。ただ、コンクリートとか、そういったところにある屋根
につきましては、防水を新たに上からかぶせるというやり方がありますので、もともとの
仕様がどのようなかということによって屋根の仕上げというのは変わってくるということ
はございます。

田中委員 そうすると、屋根の改修工事というのは中が云々ではなくて、外に出ている部
分の改修工事と思ってよろしいでしょうか。

山口学校施設課長 おっしゃるとおり、まず屋根の改修というのは外身の改修でございま
す。先ほど、ちょっとお話に出た屋根の落下というのは、天井のことだと思うのですけれ
ども、落下する天井というのは、基本的に今回のものについては天井を張っておりませ
ないので、落下するものはないというふうに思っています。

永井委員長 では、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ほかに質問、ご意見等はないようですので、これより採決を行
います。

議案第39号、工事計画の策定についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

それでは、ここで10分程度の休憩をとりたいと思います。4時05分から再開いたします。

(休憩・15:54～16:05)

相模原市就学指導委員会委員の人事について

永井委員長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に日程7、議案第40号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第40号、相模原市就学指導委員会委員の人事について、ご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、委員15名を委嘱することが必要なため、提案するものでございます。

なお、就学指導委員会につきましては、小・中学校への就学におきまして、障害等により教育的配慮を必要とする、次年度就学予定の児童、並びに学齢期の児童・生徒について、その状況や特性から適切な就学先を審議する機関でございます。

本年度、委嘱いたします委員につきましては、恐れ入ります、議案の裏面をご覧くださいと存じます。委員の構成といたしましては、相模原市医師会より推薦を受けました医師の今村正道氏、鎗木宏氏、清水正勝氏、永井完侍氏、矢島晴美氏。学識経験者として渡邊多氏。心理士として千谷史子氏。幼稚園関係者として桐生典明氏。保育園関係者として谷田部礼子氏。学校教育の関係者として相模原市内にあります特別支援学校長の岩澤佳代子氏、伊藤甲之介氏、鈴木善之氏。小学校長会から田中多輝子氏、塚原千鶴子氏。中学校長会から大塚千春氏の以上、合わせて15名でございます。

なお、任期につきましては、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの1年間となっております。

また、参考資料につきましては、就学指導委員会の開催予定日等、概要について記載いたしました。

以上、議案第40号、相模原市就学指導委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いい

たします。

大山委員 たしか以前は開催回数がもう少し多かったと思うのです。今年度から少し開催の回数を減らしたと思うのですが、その辺を伺いたいのですが。

江戸谷学校教育課長 開催の回数でございますが、平成26年度も4回と予定をしておりましたので、回数そのものとしましては変化はございません。

田中委員 小学校、中学校への就学においての障害等を考慮する必要がある児童、並びに学齢期児童・生徒ということで、その辺については以前もお話いただいていると思うのですが、どのような経緯でこちらの委員会の方にその子たちが挙がってくるかというところなのですが、多分小学校や中学校に上がる時点で、お名前が挙がってくると思うのですが、それは親が心配しているから親から挙がってくるのか、それとも、幼稚園とか保育園または小学校からお名前が挙がってくるのか、そのあたりの経緯を教えていただけたらと思います。

林学校教育課担当課長 就学指導委員会につながる就学相談に挙がってくる児童については、保護者の希望で挙がってきております。それで、その保護者がどのようにこの就学相談について知るかということについては、市内の各幼稚園、保育園、療育関係の機関に教育委員会の方から周知を図っております。

大山委員 以前にも教育委員会で発言したのですが、5年ぐらい前の文部科学省のデータによると、学校に入ってから、発達障害等が明らかになる例が多かったと思います。昨年就学指導委員会を経て、学校に入学した方々については、そのあたりの数が減ってきているのか、その辺の数字というのは、教育委員会のまとめの作業の中で、1つの数値としてつかめる数字だと思うのです。何%ぐらいが入学後に明らかになっているのか。やっぱりそこが一番就学指導委員会が判断する大きなポイントだと思うのです。先ほど説明がございましたけれども、その辺の捉えられる数値が、昨年質問したのですが、残念ながらまだ私の耳に入ってきていませんので。学校現場に行きますと、何かやっぱり学校でもって対策を講じなくてはいけないというような方が、まだいらっしゃるというようなことを耳にしますし、その辺の数値として出していただくようなシステムができればいいかなと思います。

江戸谷学校教育課長 大変重要なことだと考えておりますので、今後の中で十分検討させていただきたいと思っております。

田中委員 保護者の方が気づかず、所属している機関の方から、お母様やお父様、保護者

の方に働きかけがあってということではなく、基本的には保護者からの申請ということで、よろしいのですよね。

江戸谷学校教育課長 保護者からの相談件数ということでは、こちらにまとまっております。平成26年度につきましては、256件の相談件数がございました。

田中委員 この数字は、小学校と中学校をあわせての件数ということでしょうか。

江戸谷学校教育課長 そうです。

福田委員 その256件が、この指導委員会の審議の対象になったということでもいいわけですね。

江戸谷学校教育課長 相談件数としては、256件と言いましたが、審議の対象となりましたのは165件ということでございます。

田中委員 よくわかりました。それで、256件が165件になった、その間の部分というのは、どちらで検討されるというか審議されているのでしょうか。

林学校教育課担当課長 この256件と165件、おおよそ90件ぐらいの隔たりがあるのは、この90件については、もともと保護者の方が就学指導委員会での審議は望まず、ただ就学相談を受ける中で、お子さんの様子を就学する学校に伝えてほしいという相談です。審議はご希望で受けておりません。

永井委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第40号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第40号は可決されました。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

永井委員長 次に、日程8、議案第41号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笹野教育局長 議案第41号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきまして、ご説明を申し上げます。

相模原市スポーツ推進審議会委員は、地方スポーツの推進計画、その他スポーツの推進に関する重要事項につきまして、教育委員会の諮問に応じ、調査審議をし、その結果を答申をし、または意見を建議することなどを職務としております。委員の定数は15名、任期は委嘱の日から2年でございます。

本議案につきましては、2名の委員から任期途中でございますが、組織上の都合により辞職をしたい旨の申し出がございましたため、これを承認するとともに、辞職に伴います後任の委員を相模原市スポーツ推進審議会規則第2条の規定に基づきまして、委嘱をいたしたく提案をするものでございます。

委嘱する委員につきまして、ご説明をさせていただきます。まず池谷弘子氏でございます、相模原市立小中学校長会からご推薦をいただいております、現在、青根中学校長でございます。次に中戸川敏彦氏でございますが、相模原市公民館連絡協議会からご推薦をいただいております、現在、城山公民館長でございます。

以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、特にございませんので、これより採決を行います。

議案第41号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第41号は可決されました。

相模原市立公民館長の人事について

永井委員長 次に、日程9、議案第42号、相模原市立公民館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笹野教育局長 議案第42号、相模原市立公民館長の人事につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、市立大野台公民館長の任期が本年6月30日をもちまして満了

となりますことから、後任の館長を任命いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、ご提案するものでございます。

委嘱期間は平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年間でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、議案第42号、参考資料をご覧いただきたいと存じます。下立昭雄氏は再任でございます。平成24年7月1日より同公民館館長を務められております。また、大野中地区民生委員、児童委員協議会副会長等を歴任され、現在は大野中地区社会福祉協議会理事を務めるなど、地域に貢献されております。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 この方の2期目の件につきましては、問題ないと思いますが、議案の裏面の名簿を見ますと、任期が3年で、再任については3期目までの方がここには出ておりますけれども、そういった任期等について教えていただければ。

藤田生涯学習課長 任期は3年でございます。3期まで再任可能です。

永井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ございませんので、これより採決を行います。

議案第42号、相模原市立公民館長の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第42号は可決されました。

教育長による臨時代理処理について

永井委員長 次に、日程10、議案第43号、教育長による臨時代理処理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笹野教育局長 議案第43号、教育長による臨時代理処理につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、相模原市スポーツ推進委員の人事につきまして、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づきまして、教育長において臨時に代理処理をさせていただきましたので、ご承認をいただきたく提案をするものでございます。

恐れ入ります、議案の裏面にございます代理処理の内容をご覧ください。宮崎勝委員から平成27年4月21日に一身上の都合により、任期途中の平成27年4月30日付で辞職したい旨の申し出があり、辞職を承認する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する暇がないため、教育長において臨時に代理処理をさせていただいたものでございます。

さらに次ページの議案第43号、参考資料をご覧くださいと存じます。これによりまして、8番の小山地区は、定数8名のところ7名となり、1名欠員となります。市全体としては、253名の定数のところ226名となるものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

大山委員 教育委員会を招集する時間の暇がないというような発言をされたと思うのですが、教育委員会開催までの時間がないから臨時で教育長の判断によったという理解でよろしいのですか。

菊地原スポーツ課長 そのとおりでございます。

永井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第43号、教育長による臨時代理処理についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第43号は承認されました。

今後の中学校給食のあり方に係る答申について

永井委員長 それでは、報告事項に移ります。事務局から報告事項があるようです。

報告事項1について、学校保健課からお願いいたします。

新津教育環境部長 報告案件、今後の中学校給食のあり方に係る答申について、ご説明を申し上げます。

本件は、平成25年度に相模原市立中学校給食検討委員会に諮問をいたしました、中学校給食の評価検証、今後のあり方等について、去る4月28日に答申書の提出がございましたことから、報告をいたすものでございます。

はじめに、検討委員会につきましてご説明を申し上げます。中学校給食につきましては、平成19年度に相模原市立中学校給食あり方懇話会からの提言を受けまして、平成20年11月に相模原市立中学校完全給食実施方針を策定し、平成22年度及び平成23年度の2カ年でセンター方式の7校を除きます30校において、選択式のデリバリー給食を開始しているところでございます。

お手元の教育委員会定例会資料をご覧くださいと存じます。

1の検討委員会につきましては、調理業務の長期継続契約終了後の新たな調理業務委託の業者選定も必要となることから、現在の中学校デリバリー給食の実施状況の検証・評価を行い、今後の中学校給食の提供方法、平成27年度以降の方針等を検討するために設置をいたしましたものでございます。

2の設置期間でございますが、当初の考えでは1年間ございましたが、アンケート結果等を踏まえまして、1年間延長し、期間を平成25年6月7日から平成27年3月31日までとしてございます。

3の組織構成でございます。学識経験者、小中学校関係者及び公募委員の計14名で構成をいたしております。

次ページをご覧くださいと存じます。4の開催経過でございますが、表にございますとおり、平成25年度に5回、26年度は4回の計9回を開催いたしました。そのほか、実際に給食の状況の視察を行ったところでございます。

5の答申書の提出でございますが、先ほど申し上げましたとおり、先月4月28日に検討委員会正・副会長から教育長に手渡しされたところでございます。

次に、答申の概要について、ご説明を申し上げます。3ページの別紙をご覧くださいと存じます。

1の答申までの経過でございますが、現状把握及び問題の抽出を行う必要から、生徒、保護者、教職員等へのアンケート調査を実施し、改善に向けた取り組みの検討を行うとともに、検討結果を踏まえまして、「汁物の提供等」のモデル事業を実施した上で、その結

果を踏まえましてまとめられたものとなっております。

2の答申書の構成でございますが、中学校給食の現状から答申まで、6項目の構成となっております。

答申につきましては、3の答申の概要でございますように、当面の短期的な改善策として、現在のデリバリー給食の改善を図り、将来的には全員の喫食による完全給食の実現という長期的な視点に立った目的を達成するよう求めております。その実現に向けた給食の実施方法につきましては、4つの方式を掲げまして、地域特性に最適な給食実施方式となるよう検討することとされております。

次ページをご覧いただきたいと存じます。給食室の整備につきましては、学校を取り巻く様々な環境を注視し、多様な方式による効率的な運営体制の構築によりまして、環境整備に取り組むこととされております。

以上の長期的な取り組みを見据えつつ、現在の中学校給食の改善等を図るため、短期的な視点といたしまして、早急に取り組むべき2点の改善が取り上げられております。

1点目は、現在のデリバリー給食の改善として、アの汁物の提供から、エの給食時間までの4点でございます。アとウの項目につきましては、検討委員会の中で昨年度実際にモデル事業を実施いたしまして、効果を検証した上で提案がされたものでございます。イ及びエにつきましては、アンケート等から現状の課題等について提案がされたものでございます。

2点目は、食育の推進についてでございます。アの生徒への食育の推進から、エの食の安全性までの4点でございます。食育につきましては、アからウにおきまして、将来を見据えて栄養素の効果的な摂取を生徒自身がしっかりと理解し、自ら主体的な食生活を営む態度を養いまして、行動を変容させるために生徒への継続的な食育の推進とともに、学校や家庭の保護者への食育の機会の取り組みが提案されております。これらのことは、給食を通じまして、家庭においても食への関心を高める必要があると考えた上で提案されたものでございます。

資料の2ページ目にお戻りいただきたいと存じます。一番下の段の、7の今後の予定でございますが、この答申を踏まえまして、現在の相模原市立中学校完全給食実施方針につきましては、一部見直しを、今年度中に実施する予定でございます。

以上で報告案件、今後の中学校給食のあり方にかかる答申についての説明を終わらせていただきます。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 答申の内容を見て感じたのですけれども、喫食率が年々下がっているという現実についての掘り下げと、その対策等についてはどのように話し合われて、あるいは審議し、計画が進められているのかということが、ちょっとまだ見えてこないような点があるかと思うのです。この答申から出てきた検討課題については、どのような形で今後検討していくのかというようなことについて、ちょっとご指摘いただければと思うのですが。

岸田学校保健課担当課長 今、委員がおっしゃった、まず喫食率等の関係でございますけれども、今回提案をいただいておりますように、食育の推進という部分が改善の中の1つの項目となっております。喫食率につきましては、ご存じのように大量調理ということで、冷まして給食を提供しなければいけないということで、子どもたちから冷たいというお話があったりとか、おいしくないということで風評被害等も中には出ているような委員の意見もございました。それから、やはり小学校給食は温かいというイメージがあり、デリバリー方式の中学校給食とは大きな違いがあるということで、当初食べていた生徒についても次第に食べなくなるということで、年々喫食率の方が下がっています。これだけが原因ではなく、いろいろなものが複合した中で、喫食率は下がっているのかなと思います。今後につきましては現在も行ってはいるのですけれども、PTA、保護者の方にご協力いただいて、試食会の方を実施していきたいと考えております。この答申の中にも、6年生の保護者を対象とした試食会の開催等も提案をされております。昨年度につきましては、確か8校で6年生の保護者を対象とした試食会なども実施しておりまして、そういった学校につきましては今年度、まだ4月だけですけれども、1年生の喫食率もある程度あるような感じを受けております。それからイベント給食や、生徒による提案献立というのを取り入れております。各学校での家庭科等の授業を通じて、食育等を含めて、こういった給食がいいなという提案をいただいて、そのような取り組みを進めておりますので、今後も、子どもだけでなく学校も含めて、食育の方にも一生懸命取り組んでいきたいなと思っております。

福田委員 食育や喫食率が上がるような取組については、今後もお知らせしていただきたいなと思います。それから、温かいものが食べたいという声はいつもあるわけですよ。衛生とか安全の点から冷ましてから食べるようになるものもありますが、その点については工夫の余地があるのではないかなということも、ぜひ検討していただきたいと思います。

やっぱり子どもたちが喜んで、しかもおいしく、また食育にも目覚めていただくために

は食べてもらわないといけないので、そここのところの改善も継続的に行うべく、計画を立てていただきたいなと思います。

田中委員 福田委員がおっしゃっていましたが、私も自分の子どもには、お弁当を冷ましてから持って行かせていました。それを考えたら、ご飯だけでも温かいということは、すごくありがたいのですよね。でも、現代の子どもたちは、最初の頃はそういう思いがあっても、だんだん経年していくと、そういうことも忘れ去られ、ご飯が温かいなら、何故おかずは温かくないのかという声も多分出てくると思うのです。このアンケートと資料を見せていただいて、すごくよくまとめていただいているなと思いましたし、先ほど食育のところを力を入れるというご説明がありましたので、ぜひそうしていただきたいと思います。それから先ほどの教科書採択と関係するかどうかわからないのですけれども、今は男の子もみんな家庭科の授業を受けるということで、やっぱり自分たちの体が食べたものでできているということを認識させていかないといけないということと、資料の16ページに、12歳から14歳のナトリウムの摂取量基準が3g未満とあります。お料理を家でやっていると、1食で3gが多いのか少ないのか分からないのですが、健康を維持し、生活習慣病などを考えると、すごく大事になってくると思うのです。そう思ったときに、あのエネルギー量を取る中で、3gでどういうところの味つけを濃くして、どこを削っていくかという、栄養士さんの工夫がされていると思うのです。これに関しては、保健体育や家庭科の授業などでも、どこかで子どもたちに伝えていただきたいと思います。

また今は、気楽にいろいろなものが食べられるのですけれども、教育的に保護者に対する情報提供というところも、すごく大事になってくるのではないかなと思いますので、ぜひこれはどこかでお伝えしていかないと、意外に知っているようで知らないことだと思いますので、そこから多分味覚が変わってくると思うのです。どうしてこういう味つけなのかとか、どういうところに配慮していてこうなのだということを、大人になってからのところまで含めて考えさせていかないと、なかなか給食のありがたみというものが保護者や生徒本人に伝わっていかないとかなと思います。1食300円で、あれだけの栄養とカロリーがとれるようにいろいろと考えられているデリバリーの給食だよというところを改めて、本人たちが気づかないことには、そこは親がいいと思っても残してしまうということではもったいないことですし、何か本人たちが考えて食べられるような、働きかけというものを、考えていただけたらいいのかなと思いました。本当に汁物の提供なんて夢のようだと私なんかは思ってしまったのです。毎回でなくてもいいと思いますので、たまにそ

うということがあったらすごくうれしいなと思います。またはやぶさ給食もすごく好評だったので、今後も行っていたきたいです。すみません、長くなって申し訳ないのですが、私も、私は相模原市国際化推進委員会に携わらせていただいておりますが、その中で、小学校の校長会代表の校長先生からご意見をいただいたのが、国際化推進をすごくしているのだけれども、実は子どもたちは、それほど何もあまり感じていないのですというお話がありました。未来を背負って立つ子どもたちに、相模原市ってこんなに国際化を頑張っているのだというところを感じさせるためには、まず食というところはすごく大きいのではないかというお話をいただきました。いろいろな国の食べ物に接し、そこから文化を知るという意味で、食べ物というのはすごく感じやすいところなので、国際理解を深めていくというところでも、利用の仕方はすごくあると思います。先ほど塩分のことを言いましたが、子どもたちの学習に関係していくメニューを提供するというのも、すごく意義のあることだなと思いましたので、ぜひこのアンケート結果や、いろいろなご意見を踏まえながら検討していただけたらなと思います。

大山委員 相模原市には食育推進委員会があり、私が副会長をやっていますけれども、その委員の中には、現場の校長先生も加わっておられます。その中で言えることは、給食というのが、児童生徒において非常に大事な役割を果たしていて、特に相模原市は給食に対して予算も重点的に配分しており、その結果として児童生徒の健康が非常によくなってきているということがデータからもよく出てきております。また、子どもたちの肥満ということに関しては、私は学校で児童の健診をするのですが、この10年、あるいは20年ぐらい前と比べると、本当に減っています。これはもう確かな事実だと思いますね。もちろんデータで見ても、はっきりと示されています。保護者の中には、個々に差があると思うので、今後も広く周知、啓発していくということが地道に、大事なのかなと思います。

永井委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

専決処分の報告について

永井委員長 次に、報告事項2について、学校教育課からお願いいたします。

長嶋学校教育部参事 それでは、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

市立中学校の課外活動中に生じた2件の物損事故にかかる損害賠償の額の決定につきま

して、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、市議会第2回定例会開会会議において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。

はじめに、資料の1ページ目をご覧くださいと存じます。1件目の内容についてでございます。平成26年8月22日午前10時頃、緑区内の市立中学校屋外運動場において、課外活動で軟式野球をしていた際、生徒が打ったボールが隣接する住宅の屋根に当たり、屋根瓦を破損させたものでございます。本市の責任割合は100%。損害賠償の方は1万800円でございます。

続きまして、資料の2ページ目をご覧くださいと存じます。2点目の内容でございます。平成27年2月8日午後1時30分頃、緑区内の市立中学校屋外運動場において、課外活動で軟式野球をしていた際、生徒が打ったボールが隣接する住宅の敷地内に駐車していた普通乗用車に当たり、ボンネットを破損させたものでございます。本市の責任割合は100%。損害賠償額は10万2,146円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いします。

質問というほどのことはないのですが、この2つは同じ軟式野球ですけれども、普通は防球ネットが結構高くまでであると想像しているのですけれども、野球の練習等をしているときに、たまたま越えていってしまったと理解すればいいのでしょうか。

長嶋学校教育部参事 防球ネットでございますけれども、この学校につきましては、打球が飛ぶ方向には15mの高さがありますが、それ以外の所には、10mの防球ネットがございます。今回はトスバッティングの練習で、たまたま高く上がって出てしまったということです。1回目の被害があったときから、ゲージの場所や練習場所を変えとかやっていたのですが、残念ながら2回目も出てしまったということで、現在ではこの練習方法については取りやめということで対応を図っているところでございます。

永井委員長 わかりました。

田中委員 1回目は8月で、2回目は2月ということなのですからけれども、その都度対処されていて、今回議会の方に出されているということでよろしいのでしょうか。

長嶋学校教育部参事 ちょっと特殊といたしますが、1回目は屋根の瓦でしたので、被害がわからなかったということです。2回目が生じた後の2月17日になって、そのお宅の屋根を業者さんが点検をしたところ割れていたのがわかって、そこにボールの跡がついてい

たということで、練習の日程等の記録を見たところ、確かに8月にそういうことがあって飛び出たということを確認しましたので、2月になって被害が明らかになったということでございます。

田中委員 わかりました。

永井委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次に教育委員会の主なイベント等について、お手元にあります広報カレンダーに5月中旬から6月中旬までの予定がまとめてあります。ご覧いただければよろしいかと思えます。

この件はよろしいでしょうか。何かお気づきの点がありましたら。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、最後に次回の会議予定日を確認いたします。次回開催予定は6月12日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次回の会議、6月12日金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉 会

午後4時55分 閉会